

社会と歯学

責任者・コーディネーター	口腔医学講座（予防歯科学分野） 小林 琢也 教授		
担当講座（分野）	口腔医学講座（予防歯科学分野）		
対象学年	3	区分・時間数	講義/演習 実習
期間	後期		前期 後期 28.0時間

学修方針（講義概要等）

社会と歯学では、まず人々に保健・医療・研究に対するの倫理の歴史的推移を学修し、AIの出現などによる現代社会特有の倫理を考察することでプロフェッショナリズム獲得のための基盤が醸成される。また、保健・医療・介護は国や地方公共団体が設けている制度に則って、歯科医師などの専門家によって国民に提供されなければならない。その法的基盤を理解するために法律、制度について学修する。加えて、実際に保健・医療の現場で活躍されている外部講師から講義を受けることにより、それら制度・法律の現実的な適用を理解する。講義資料は講義前にWebClassに掲載するので、事前学修に使用すること。

教育成果（アウトカム）

講義：歯科保健医療を社会科学の視点から学習することにより、我が国の保健行政および社会保障制度の枠組みの中で歯科保健医療を適切に提供しようとする態度が身につく。また、本科目では地域歯科保健医療、災害時歯科保健医療支援、地域医療で高い実績ある外部講師を招いて講義を行う。これらにより歯科医師としての具体的な地域社会への貢献について理解することができる。

（関連するディプロマポリシー：1～5、8、9）

到達目標（SBOs）

1. 医療倫理の歴史的流れを概説できる。
2. プロフェッショナリズムを獲得しようとする。
3. 医療法を概説できる。
4. 歯科医師法に記載された歯科医師の義務を列挙できる。
5. チーム医療における他職種と歯科医師の役割を概説できる。
6. 医療記録の記載内容と保存方法を説明できる。
7. 医療安全を概説できる。
8. 保健衛生関連法規を列挙できる。
9. 災害時の歯科保健医療の意義を概説できる。
10. 社会保障制度による医療提供方法を列挙できる。
11. 社会保険と社会福祉を区別できる。
12. 医療施設の開設管理を概説できる。

事前事後学修の具体的内容及び時間

シラバスに記載されている次の授業内容を確認し、教科書等（シラバスに指定）を用いて事前学修を行うこと。事前学修は平均30分を要する。講義前後で同じ内容の小テスト（プレ・ポストテスト）を実施する（外部講師担当は除く）。講義後に問題と正解がWebClassに公開される。問題を解きなおすだけでなく、周辺知識を含めた学修を事後に行うこと。事後学修は平均45分を要する。本内容は外部講師担当と問題演習以外の全授業に対して該当するものとする。

（事前学修：平均30分を要する 事後学修：平均45分を要する）

講義/演習日程表

区分	月日 (曜)	時限	担当教員 (講座 分野)	ユニット名 内容	到達目標 [コア・カリキュラム] 事前事後学修
講義	9/10 (木)	2	佐藤俊郎准教授 (口腔医学講座 予防 歯科学分野) 岸 光男客員教授	社会と歯学総論・医の 倫理 医療法1 歯科医療に関連する社会背景と医療関連倫理規定を学ぶことにより歯科医療の社会的意義が理解できる。	1. 歯科医療の社会的背景を概説できる。 2. 歯科医師のプロフェッショナルリズムを概説できる。 3. 世界医師総会宣言と我が国の医の倫理規定を列挙できる。 4. 医療法が定める項目を列挙できる。 5. 医療安全に関する医療法の規定を列挙できる。 [PR-01、GE-01、SO-04・05 C-1-1-1~6、C-1-2-1~4、C-3-2-2] 事前学修：スタンダード社会歯科学（以下、ST社歯）p.1-27, p.51-73を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	9/17 (木)	2	佐藤俊郎准教授 (口腔医学講座 予防 歯科学分野) 岸 光男客員教授	医療法2、歯科医師法 医療法と歯科医師法を学ぶことにより歯科医療の特殊性と普遍性が理解できる。	1. 医療施設の種類を列挙できる。 2. 医療計画と医療圏について説明できる。 3. 地域包括ケアシステムにおける医療の位置づけを概説できる。 4. 歯科医師法に定められた歯科医師の義務を列挙できる。 5. 歯科医師免許の欠格事由と行政処分を説明できる。 [PR-03、SO-05、GE-01、C-3-2-1・2・4・5、C-3-3-1・2・3・4、C-4-2-1・2] 事前学修：ST社歯 p.51-81を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	9/24 (木)	2	杉山由紀子助教 (口腔医学講座 予防 歯科学分野)	保健・医療・福祉関連 職と多職種連携 他の医療・保健・福祉関連職の枠割を理解することで、医療施設におけるチーム医療、地域における包括ケアの推進に役立てることができる。	1. 歯科衛生士法が規定する事項を列挙できる。 2. 歯科技工士法が規定する事項を列挙できる。 3. その他の保健・医療・福祉職を列挙できる。 4. 多職種連携による医療チームの種類を列挙できる。 5. 周術期ケアにおけるチーム医療を概説できる。 [PR-03、CM-04、IP-01・02、C-1-3-1~5、C-4-2-3] 事前学修：ST社歯 p.83-90、p.113-129を読んで疑問点を整理しておくこと。

講義	10/1 (木)	2	佐藤華子助教 (口腔医学講座 予防 歯科学分野)	薬事関連法規と臨床研究、薬害の防止 薬事関連法規に加えて臨床研究、薬害等、医事関連の制度を学ぶことによって、医薬品等のリスクと日本のそれらに対する管理体制とを理解できる。	1. 歯科領域で用いる医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器を列挙できる。 2. 歯科領域で用いる医療機器のクラス分類を説明できる。 3. 臨床研究の種類を列挙できる。 4. 医薬品副作用被害救済制度を概説できる。 [PR-01・03、IP-01・02、C-1-2-2、C-3-2-6、C-4-2-4・7] 事前学修：ST社歯 p.95-111、p.153-156を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	10/8 (木)	2	岸 光男客員教授	歯科診療に関する記録物とその管理 AI社会の原則 歯科診療に関する記録物とその管理法を学ぶことで医療情報の重要性と患者中心の医療を理解できる。	1. 診療録、診断書、処方せん、歯科技工指示書、その他の記録物の記載と保存を説明できる。 2. 記録物の管理（院内管理、院外管理、電子カルテ、個人情報の保護）を説明できる。 3. AIの社会原則を列挙できる。 [C-3-1-1・2・3・4、C-6-3-3・4、D-2-4-1・2・3、D-4-1-1・2・3] 事前学修：ST社歯 p. 20-23, p.41-49を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	10/15 (木)	2	大石泰子助教 (口腔医学講座 予防 歯科学分野)	医療の質と安全性の確保 医療現場におけるリスクを学ぶことで医療行為のリスクマネジメントを理解する。	1. 医療事故防止の原則を概説できる。 2. 医療廃棄物の取り扱いを概説できる。 3. 医事紛争の流れを概説できる。 [LL-02・03、CS-07、C-3-1-1・2・3・4、C-3-2-1・2・4、C-3-3-2・3、E-1-1-1・2・3・5] 事前学修：ST社歯 p.131-156を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	10/22 (木)	2	岸 光男客員教授	地域保健関連法規 地域保健関連法規を学ぶことで歯科医師の地域保健に対する使命を理解することができる。	1. 健康増進法が規定する事項を列挙できる。 2. 地域保健法が規定する事項を列挙できる。 3. 食品衛生法、感染症法、予防接種法、検疫法を概説できる。 [PS-10、S0-02・03、C-4-2-5・6、C-4-3-1] 事前学修：ST社歯 p.157-168を読んで疑問点を整理しておくこと。

講義	10/29 (木)	2	大黒英貴非常勤講師	災害時の歯科保健医療 東日本大震災直後の被災地支援を行った歯科医師から災害時の歯科保健医療について学ぶことで災害時の歯科保健医療の必要性が理解できる。	1. 災害時の時系列フェーズを理解できる。 2. 災害時の歯科支援活動を列挙できる。 3. 身元確認作業における歯科医師の役割を理解できる。 [SO-06、C-4-3-7・8] 事前学修：口腔保健・予防歯科学 p. 314-318を読んで疑問点を整理しておくこと。 事後学修：講義資料を見直して、災害時における歯科保健医療と歯科医師の役割を自分の言葉でまとめてみる。事後学修には最低45分を要する。
講義	11/5 (木)	2	佐藤俊郎准教授 (口腔医学講座 予防歯科学分野) 岸 光男客員教授	社会保障制度 1 社会保険 社会保障制度の概要を知り、医療を提供する仕組みを知ることによって、歯科医師は医療の担い手のみならず、社会保障体制の担い手でもあることを理解することができる。	1. 医療保障の分類を概説できる。 2. 社会保険と社会福祉の違いを説明できる。 3. 社会保険の種類を列挙できる。 4. 医療保険制度を概説できる。 5. 被用者保険と国民健康保険の違いを説明できる。 6. 年金保険を概説できる。 7. 労働保険を概説できる。 [PS-10・11、IP-02・03、SO-01・03、C-4-2-5・6、C-4-3-1・2] 事前学修：ST社歯 p. 169-184, p. 195-201を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	11/12 (木)	2	佐藤俊郎准教授 (口腔医学講座 予防歯科学分野) 岸 光男客員教授	社会保障制度 2 介護保険と地域医療 介護保険制度と地域医療体制を学ぶことで地域包括ケアシステムの概念を理解する。	1. 介護保険法が規定する項目を列挙できる。 2. 介護保険法による地域支援事業を説明できる。 3. 地域包括ケアシステムを概説できる。 4. 医療連携と医療計画（地域医療構想）を説明できる。 5. 介護施設と医療施設の機能と役割を概説できる。 6. 医療の効率的提供（クリニカルパスと地域連携クリニカルパス）を説明できる。 [PS-10・11、IP-01~03、C-4-3-1~6] 事前学修：ST社歯 p. 185-201を読んで疑問点を整理しておくこと。
講義	11/19 (木)	2	岸 光男客員教授	社会保障制度 3 社会福祉 社会保障福祉を学ぶことで社会的弱者に対する医療者の役割を理解する。	1. 社会福祉関連法規を列挙できる。 2. 虐待防止関連法規を列挙できる。 3. 障害者福祉の理念を概説できる。 4. 障害者総合支援法による自立支援給付を概説できる。 5. 公的扶助を概説できる。 6. 医療扶助を説明できる。 [PS-10・11、SO-01・03、C-4-1-1、C-4-3-1~6] 事前学修：ST社歯 p. 201-217を読んで疑問点を整理しておくこと。

講義	11/26 (木)	2	大石泰子助教 (口腔医学講座 予防 歯科学分野)	医療経済と国民医療費 国際保健医療 医療経済ならびに他国 の保健医療制度を学ぶ ことにより医療提供方 法の多様性を理解す る。	1. 国民医療費の財源、制度、診療種 類別内訳を概説できる。 2. 国民医療費の推移について説明で きる。 3. 歯科医療費の推移について説明で きる。 4. 社会保障費の推移を概説できる。 5. 国による保健医療制度の差違を概 説できる。 [PS-11、C-4-3-3] 事前学修：ST社歯 p.219-242を読ん で疑問点を整理しておくこと。
講義	12/3 (木)	2	橋場友幹非常勤講師	歯科医療施設の管理 歯科診療所管理者から 歯科医療施設の開設・ 管理を学ぶことで地域 歯科医療の現状を理解 することができる。	1. 歯科医療施設の開設、休廃止を概 説できる。 2. 歯科医療施設の管理を概説でき る。(含、放射線管理) 3. 広告制限、院内掲示事項を列挙で きる。 4. 医薬品・医療機器の安全管理責任 を概説できる。 5. 医療廃棄物管理を概説できる。 [LL-02・03、C-3-1-1・2・3・4、C- 3-3-3] 事前学修：第1～6回までの講義を復 習しておくこと。事前学修には最低 30分を要する。 事後学修：本授業の講義資料と第1 ～6回までの講義資料の関連を検討 すること。事後学修には最低45分を 要する。
講義	12/10 (木)	2	岸 光男客員教授	問題演習 問題演習によって、保 健医療福祉関連の法規 と制度への理解を深め ることとができる。	1. 重要な法規とその目的を列挙でき る 2. 医療計画を説明できる。 3. 社会保障制度を概説できる。 4. 医薬品、医療機器等と保健機能食 品の区別ができる。 [LL-02・03、C-3-1-1・2・3・4、C- 3-3-3] 事前学修：WebClassに最低3日前ま でに演習問題をアップするので、そ れを解答しておくこと。事前学修に 最低30分を要する。 事後学修：演習問題を再度回答し て、重要なポイントを書きだすこ と。事後学修には最低45分を要す る。

教科書・参考書・推薦図書

区分	書籍名	著者名	発行所	発行年
教	スタンダード社会歯科学 第9版	尾崎哲則ほか 編著	学建書院	2026
教	新編 衛生学・公衆衛生学 第1版 (第5刷)	安井利一、鳩崎義浩、 岸光男ほか 編	医歯薬出版	2025
教	口腔保健・予防歯科学 第 2版	山下喜久ほか 編	医歯薬出版	2023
参	新版 歯科医療管理 安 全・安心・信頼の歯科医療 を提供するために	一般社団法人 日本歯 科医療管理学会 編	医歯薬出版	2018
参	災害時の歯科保健医療対策 連携と標準化に向けて	中久木康一、北原 稔、安藤雄一 編	一世出版	2015

成績評価方法・基準・配点割合等

定期試験 90%
平常点（ポストテスト、演習）10%

到達目標	DP	ポストテスト、演習	定期試験	その他	合計
1～12	1～5、8、9	10	90		100
合計		10	90		100

特記事項・その他（試験・レポート等へのフィードバック方法・アクティブラーニングの実施、ICTの活用 等）

講義前にWebClassに資料を提示するので事前学習に利用すること。
非常勤講師担当以外の講義では講義前後に試験（プレテスト、ポストテスト）を行い、結果は次の講義前にフィードバックする。

当該科目に関連する実務教員の有無 … 有（大学病院等における医師や歯科医師の実務経験を有する教員が専門領域に関する実践的な教育を事例を交えて行う）

授業に使用する機械・器具と使用目的 … 特記すべき機械・器具等はありません。

使用機器・器具等の名称・規格	台数	使用区分	使用目的